

令和3年度4月補正予算（専決）の概要

一 総 括

(一般会計)		(単位：千円、%)			
区 分	既定予算額	4月補正 予算額	4月現計 予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	(A)/(B)
総 額	529,933,121	143,550	530,076,671	457,684,788	115.8

二 訴訟関係経費に係る補正予算（専決）

県が被告等となる甲府地方裁判所令和3年（ワ）第71号債務不存在等確認請求事件及び甲府地方裁判所令和3年（ヨ）第5号賃借権確認等仮処分申立事件が提起等され、答弁書提出期限が令和3年5月6日に定められた。

同じく県が被告となる甲府地方裁判所令和3年（ワ）第111号損害賠償請求事件が提起され、答弁書提出期限が令和3年5月11日に定められた。

これらの訴訟を迫行するため、訴訟代理人として選任した弁護士と訴訟代理委任契約を締結することとし、これに要する予算について補正する必要があったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月30日専決処分したものである。

1 訴訟代理人弁護士への着手金 143,550千円

- 債務不存在等確認請求事件（甲府地方裁判所令和3年（ワ）第71号）及び賃借権確認等仮処分申立事件（甲府地方裁判所令和3年（ヨ）第5号）に係る着手金 143,000千円

算定内容

訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針（以下「指針」という。）第5条に定める事件に係る経済的利益の額が大きい事件（概ね1億円以上のもの）その他の困難な事件に該当することから、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準に基づき算定した額（約5.4億円）を上限に交渉により減額

$$324 \text{ 億円 (不動産価格)} \times 1/2 \times 1.2\% + 369 \text{ 万円} - 6,000 \text{ 万円} = 1.38 \text{ 億円}$$

$$\approx 1.3 \text{ 億円}$$

$$1.3 \text{ 億円} \times 1.1 = 1.43 \text{ 億円}$$

- 損害賠償請求事件（甲府地方裁判所令和3年（ワ）第111号）に係る着手金 550千円

算定内容

$$\text{指針第5条に定める通常の事件の着手金 } 500 \text{ 千円} \times 1.1 = 550 \text{ 千円}$$

2 訴訟代理委任契約締結に係る債務負担行為

○ 損害賠償請求事件の訴訟代理委任契約締結に係る債務負担行為

損害賠償請求事件（甲府地方裁判所令和3年（ワ）第111号）に係る訴訟の追行が次年度以降に及ぶことが見込まれるため、訴訟代理委任契約を締結するに当たり、債務負担行為を設定する。

事 項	期 間	限 度 額
甲府地方裁判所令和3年（ワ）第111号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結すること	令和3年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内